

## 文化芸術特別企画助成事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、芸術性の高い文化芸術作品の鑑賞機会を県民に提供するとともに、県民の創造的な文化芸術活動の活性化を促進するため、公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団（以下「財団」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続きに関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業等)

第2条 補助の対象となる事業は、財団が自主企画、制作する文化芸術事業であって、県の文化振興上意義があると知事が特に認める事業とする。

2 補助の対象となる経費は、前項の事業の実施に要する経費とする。

(補助額)

第3条 前条第2項の経費に対する補助額は、知事の定める額とする。ただし、当該所要経費の額を超えないものとする。

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の申請書の提出期限及び提出部数は、知事が別に通知するところによる。

(申請書の添付書類)

第5条 規則第4条第2項第5号の知事が定める事項は、次のとおりとする。

- 一 財団の定款
- 二 当該年度の収支予算書又はその案

2 規則第4条第2項第1号及び第2号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定通知書の様式)

第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(概算払)

第7条 知事は、概算払の方法により補助金を交付することができる。

(実施状況報告)

第8条 財団は、補助事業の実施概況を、定期的に知事に報告しなければならない。

2 前項の報告は、様式第3号により四半期毎に取りまとめ、当該四半期終了後15日以内に知事に報告するものとする。

3 財団は、知事から随時の要求があったときは、補助事業の実施状況について、当

該要求に係る事項を速やかに書面で報告しなければならない。

(変更承認等)

第9条 規則第6条第1項第1号及び第3号に定める知事の承認を受けるべき事項は次のとおりとする。

- 一 実施事業間相互の経費の配分を変更する場合
- 二 事業の内容を変更する場合
- 三 事業を中止又は廃止する場合

2 財団は、前項各号の変更等をしようとするときは、様式第4号に必要書類を添えて、あらかじめ知事の承認を得なければならない。ただし、前項第3号の場合、やむを得ない事情があるときは、速やかに事後報告することをもって足りる。

(実績報告書)

第10条 規則第13条の報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 前項の報告書の提出期限は、補助事業の完了（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）後30日以内とする。補助金の交付決定に係る会計年度が終了した場合も、同様とする。

(補助金の額の確定)

第11条 規則第14条の補助金の額の確定通知書の様式は、様式第6号のとおりとする。

(財産の処分の制限)

第12条 規則第19条第2号に規定する知事の定めるもの及び同条ただし書きに規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1及び第2に規定するとおりとする。

(書類の整備等)

第13条 財団は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から10年間保管しなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第14条 財団は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年7月6日から適用する。

## 別紙

### 暴力団排除に関する誓約事項

当財団は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

#### 記

(1) 財団が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は役員が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(5) 補助事業を実施するに当たり、財団が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(6) 補助事業を実施するに当たり、財団が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が財団に対して当該委託契約等の解除を求め、財団がこれに従わなかったと認められるとき。

所在地：

名 称：

代表者職・氏名：

様式第 1 号

文化芸術特別企画助成事業費補助金交付申請書

第 号  
令和 年 月 日

(宛名)  
埼玉県知事

所在地  
名 称

文化芸術特別企画助成事業費補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第 4 条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 補助事業の目的及び内容 別紙 1 「補助事業の概要」のとおり
- 3 事業計画及び経費の配分 別紙 2 「補助事業計画書」のとおり
- 4 そ の 他

文化芸術特別企画助成事業費補助金交付決定通知書

第 号  
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった文化芸術特別企画助成事業費補助金については、補助金等の交付手続等に関する規則第5条に基づき、下記のとおり交付します。

記

- 1 交付金額 金 円  
2 支払方法  
3 条件

- (1) 補助事業間相互の経費の配分を変更する場合又は補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ書面により知事の承認を受けてください。
- (2) 補助事業を中止又は廃止する場合は、原則として、あらかじめ書面により知事の承認を受けてください。ただし、やむを得ない事情があるときは、速やかに事後報告してください。
- (3) 補助事業が会計年度末までに完了する見込みがなくなったときは、速やかに書面により、その旨を知事に報告し、その指示を受けてください。
- (4) 補助金は、他の目的に使用しないでください。
- (5) 補助金の交付手続等に関する規則及び補助金交付要綱並びに当該補助金の執行に関する知事の命令に従ってください。

様式第3号

文化芸術特別企画助成事業費補助金四半期概況報告書

第 号  
令和 年 月 日

(宛名)  
埼玉県知事

所在地  
名 称

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた文化芸術特別企画助成事業費補助金について、文化芸術特別企画助成事業費補助金交付要綱第8条第1項に基づき、令和 年度第 四半期分の事業実施概況を、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の実施概況
- 2 補助事業の実施成果 別紙1「補助事業収支比率等」のとおり  
別紙2「補助事業収入内訳」のとおり
- 3 そ の 他

文化芸術特別企画助成事業費補助金変更承認等申請書

第 号  
令和 年 月 日

(宛名)

埼玉県知事

所在地

名 称

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた文化芸術特別企画助成事業費補助金の補助対象事業について、下記のとおり変更(中止・廃止)したいので、文化芸術特別企画助成事業費補助金交付要綱第9条第2項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更(中止・廃止)の承認を求める事業名
- 2 変更(中止・廃止)が必要となった理由等
- 3 変更(中止・廃止)後の事業計画

注) 上記1～3の詳細が分かる資料を、関係資料として添付してください。



文化芸術特別企画助成事業費補助金中止等報告書

第 号  
令和 年 月 日

(宛名)  
埼玉県知事

所在地  
名 称

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた文化芸術特別企画助成事業費補助金の補助対象事業について、下記のとおり中止(廃止)したので、文化芸術特別企画助成事業費補助金交付要綱第9条第2項ただし書きの規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 中止(廃止)した事業名
- 2 中止(廃止)した理由等
- 3 中止(廃止)後の事業計画

注) 上記1～3の詳細が分かる資料を、関係資料として添付してください。

文化芸術特別企画助成事業費補助金変更承認等通知書

第 号  
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった文化芸術特別企画助成事業費補助金変更承認等申請書については、申請のとおり承認します。

※ 条件付きで承認する場合

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった文化芸術特別企画助成事業費補助金変更承認等申請書については、下記の条件を付して承認します。

記

- 1 承認の条件及び条件を付す理由

※ 承認しない場合

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった文化芸術特別企画助成事業費補助金変更承認等申請書については、下記の理由により承認しません。

記

- 1 承認しない理由
- 2 今後の事業実施に関する指示事項

文化芸術特別企画助成事業費補助金中止等報告書に係る指示書

第 号  
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった文化芸術特別企画助成事業費補助金中止(廃止)報告書について、報告のとおり承認します。  
今後、下記の指示事項に従って、補助事業を実施してください。

記

1 今後の事業実施に関する指示事項

文化芸術特別企画助成事業費補助金実績報告書

第 号  
令和 年 月 日

(宛名)  
埼玉県知事

所在地  
名 称

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた文化芸術特別企画助成事業費補助金の補助対象事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助事業の実施期間 令和 年 月 日から  
令和 年 月 日まで
- 3 補助事業の成果 別紙1「補助事業の成果」のとおり
- 4 精算に関する事項 別紙2「補助事業精算書」のとおり
- 5 そ の 他

文化芸術特別企画助成事業費補助金交付確定通知書

第 号  
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で報告のあった文化芸術特別企画助成事業費補助金については、補助金等の交付手続き等に関する規則第14条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助金の確定額 金 円

※ 補助金の返還を要する場合

令和 年 月 日付け 第 号で報告のあった文化芸術特別企画助成事業費補助金については、補助金等の交付手続き等に関する規則第14条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定します。

なお、補助金の返納については、別に発行する返納通知書により、速やかに県に返納してください。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助金の確定額 金 円
- 3 補助金の返納額 金 円